

## 松本市スポーツ少年団未就学児受入ガイドライン

日本スポーツ少年団は平成28年11月11日の常任委員会において、スポーツ少年団登録規程施行細則（以下「登録細則」という）第2条第1項を、「団員は登録する4月1日現在満3歳以上とする。ただし、満3歳以上小学生未満の者については、単位団の活動内容・受入態勢、団員の体力、運動能力等を十分に考慮したうえで、個別に対応する。」と改正し、平成29年度登録から適用する事とした。

この改正により、単位団の判断ではあるが、満3歳以上小学生未満の者（以下「未就学児」という。）を登録した場合、松本市スポーツ少年団員として活動を共にする事となる。

そこで松本市スポーツ少年団は、「個別対応する」との登録細則の規定ではあるが、未就学児の安全でより良い活動を確保するために、全ての単位団に共通する基準を設けることが必要と判断し、当ガイドラインを策定する。

また、このガイドラインは単位団の現状に配慮する最低限のものではあるが、本団は幼児期の発育発達を促すために、最も大切にしたい活動方針を次に掲げる。

スポーツ少年団は入団する子供にとって初めてスポーツに触れる機会であり、接する指導者の影響や団での体験はその後の成長に大きな影響を与えると考えられる。

そこで、スポーツ少年団活動が青少年の健全育成を目的としていることを踏まえ、主に競技別に構成されている単位団等において最も大切にすることは、その種目に捉われず、心とからだの発育発達に配慮した活動プログラムを用い、スポーツに親しむ事である。

令和元年5月10日

一般財団法人松本体育協会

松本市スポーツ少年団

### 1 目的

このガイドラインは、松本市スポーツ少年団に未就学児を受け入れて登録するにあたり、単位団が取り組む指針を示し、もって安全な活動とより良い指導を行うことを目的とする。

（解説）前文を受けて策定するガイドラインの目的を明記した。

### 2 受け入れの選択

受け入れの判断は単位団の任意とする。

（解説）単位団の活動方針等に基づく運営が個別に行われていることから、未就学児の受け入れの選択は、各単位団の判断により決定することが望ましい。

また、未就学児を既に受け入れている団においては、登録細則及び本ガイドラインが適

用される事となるので、改めて入団についての判断が必要となる。

### 3 単位団の責務

#### (1) 登録時期

入団(受け入れ)時に登録する。

(解説) 登録細則により、未就学児が位置付けられたことから、入団(受け入れ)した時点で登録することが必須となる。ただし4月から8月中旬までを登録期間としており、それ以後の入団者については翌年度からの登録となる。しかしながら入団した場合には未登録であっても、スポーツ安全保険加入等をはじめ、登録団員と同等の扱いをする事とする。

なお、入団を決めるための体験期間は入団とみなさない。

また、登録をしないで団内で活動を行う者を受け入れる場合は、スポーツ少年団とは別組織として処遇することが必要である。

#### (2) 保険加入

入団時に就学児と同じ保険に加入する。

(解説) スポーツ安全保険等の加入は必須である。

#### (3) 指導者及び求められる指導者資格

ア 未就学児を専任指導する者(以下「未就学児専任指導者」という)をおくことが望ましい。

イ その指導者は日本スポーツ少年団指導者制度に定める資格を有する者とする。

(解説) 幅広い年代で構成されるスポーツ少年団の指導は、団員の技能・年齢別等で行われることが多い。その中で、未就学児は種目対応力及び体力が就学児に比べて著しく低いため、専任の指導者を配置することが必要と考えられる。

しかし、種目及び団員数並びに指導者数などの現状から、未就学児専任指導者を配置することが困難な単位団を考慮し、未就学児専任指導者をおく事を必須とせず、「望ましい」とした。

加えて、専任する指導者がいない場合には就学児指導との兼任となるが、その場合でも未就学児を指導する者は日本スポーツ少年団指導者制度に定める「認定員」または「認定育成員」の有資格者が務めることが必要である。

なお、有資格者が少ない単位団の現状も考慮し、文末に経過措置を設けるが、単位団及び無資格指導者は、資格取得に積極的に取り組まなければならない。

#### (4) 指導者の姿勢

指導に携わる者は、未就学児に対する知見を幅広く得ることに努める。

(解説) 未就学児の活動内容は、就学児の体力、運動能力等とは自ずと異なることから、

それらに対応した指導が必要である。そのため、指導者は自ら未就学児に対応する指導力を養うことが必要である。

#### (5) 指導及び活動内容等の作成及び開示

受け入れを決定した単位団は、未就学児に対する指導目的、指導体制、活動時間、活動場所等の内容を定め、開示する事が望ましい。

なお、全ての単位団は、毎年作成する団全体の指導及び活動内容を開示する。

(解説) 単位団の未就学児の指導内容及び活動内容の毎年開示は、未就学児の保護者が単位団の内容等を知ったうえで入団する事ができ、単位団はそれらを理解した保護者の未就学児を受け入れる事ができるようになる。これにより保護者及び単位団双方にとってトラブルの未然防止につながると共に、相互理解によるより深い協力体制の下、指導及び活動が行われる事は子供の発達に資すると考えられる。

また、開示にあたっては、内容について単位団が規約等により定めることが民主的な手続きとなる。

なお、これらの開示は未就学児対象に限定するものではない。

#### 4 松本市スポーツ少年団の責務

未就学児を指導する者を対象とした講習会等の開催に努めなければならない。

(解説) 3-(3)及び(4)で、未就学児を指導する力を養う事を求めていることに伴い、松本市スポーツ少年団としての責務を示したもの。

また、上部団体の長野県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団に対して講習会開催の充実を要請する取り組みが求められる。

#### 5 経過措置

3-(3)-イの規定は、登録無資格指導者が「認定員」あるいは「認定育成員」の関与の下指導をする場合、当面の間、未就学児専任指導者の要件を適用しない事ができる。

ただし、未就学児専任指導者と未就学児以外の指導者を兼ねる事はできない。

(解説) 認定員資格者の少ない単位団に配慮する経過措置である。

「認定員」または「認定育成員」の関与の下であれば、登録無資格指導者であっても当面未就学児専任指導者となる事ができるとしたもの。ただし、安全確保とより良い指導をするため、未就学児以外の指導者との兼任はできないとするもの。

#### 6 附 則 このガイドラインは令和元年5月10日から施行する。

附 則 このガイドラインは令和2年6月26日から施行する。